

労働・助成金情報 特急便

第 32 号 (2014 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今回は、賃金を支払う際の 5 つのルールと、時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増賃金の計算の際の端数処理について取り上げたいと思います。

賃金支払い 5 原則

①現金払いの原則

- 賃金は通貨で支払わなければならない。

※振り込む場合の要件

- ・従業員に書面での同意を得る。
- ・従業員が指定する本人名義の預貯金口座に振り込む。
- ・賃金の全額が所定の支払日の午前 10 時までに払い出し出来るようにすること。

②直接払いの原則

- 他人を介して支払ったり、従業員の代理人に支払ったりすることはできません。

※病欠中に従業員の妻子が受け取りに来たような場合には支払うことができます。

- 未成年者であっても親権者が代わって受け取ることはできません。

③全額払いの原則

- 食事代などを給料から勝手に差し引くことはできません。

※例外 所得税、住民税、社会保険料など法律に定められているもの、会社と従業員の間で労使協定を結んでいる場合は差し引くことができます。

- 下記の場合は「全額払いの原則」違反となりません。

- ・欠勤、遅刻、早退など労働しなかった時間について賃金を支払わないこと。
- ・賃金の一部を前払いした時にその分を差し引くこと。

④毎月1回以上の原則

- 労働者の生活の安定のため、毎月1回以上支払わなければならない。
(月2回、週1回でもOK)
※臨時支給の賃金、賞与、退職金などはこの原則には当てはまりません。

⑤一定期日払いの原則

- 支払日が一定していないと、労働者の計画的な生活が損なわれるおそれがあるため、期日を決めて支払わなくてはならない。

※月末払い、毎月25日払いは認められますが、日にちが特定しない毎月第3金曜日とすることは認められません。

賃金計算の端数処理について

- 遅刻・早退・欠勤等の端数処理
5分の遅刻を30分の遅刻として賃金をカットすることはできない。
なお、就業規則に定める減給の制裁として制限内で行う場合は「全額払いの原則」に違反しない。
- 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金の端数処理
以下の①～④は事務簡便の為であるため認められます。
 - ① 1ヶ月の合計に1時間未満の端数
⇒30分未満の端数を切り捨て、30分以上を1時間とする。
 - ② 1時間当たりの賃金額、割増賃金額に円未満の端数
⇒50銭未満を切り捨て、50銭以上を1円とする。
 - ③ 1ヶ月の割増賃金の総額に円未満の端数
⇒50銭未満を切り捨て、50銭以上を1円とする。